

諮問第26号

建築基準法第51条ただし書の規定による
一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

建築基準法第51条

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

「その他政令で定める処理施設」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
第5条第1項に該当する「一般廃棄物処理施設」
が含まれる

建築基準法第51条

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法第51条

一般廃棄物処理施設

民間企業が設置する施設の場合、将来の産業構造や経済情勢の影響を受けやすいことから、都市計画決定して土地利用を制限することは適当ではない。

本案件は、民間企業が設置する施設において、一般廃棄物処理を行おうとするものであることから、都市計画で位置を決定しない



建築基準法第51条ただし書きの「許可」の対象

建築基準法第51条

特定行政庁

県



建築基準法第51条の許可

一般廃棄物処理施設を都市計画に定めるべき者
市町村都市計画審議会が置かれる町

寒川町



寒川町都市計画審議会

許可対象施設

昭和60年6月 建指第6-6号

既取得許可

京都市計画審議会

建築基準法第51条 許可取得
(産業廃棄物処理施設)

有害汚泥のコンクリート固型化

+

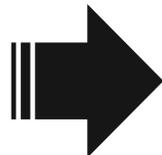
今回許可対象

(一般廃棄物処理施設)

ばいじんのコンクリート固型化



既存施設を利用して、新たに一般廃棄物(ばいじん)の処理を行うために、敷地の位置の指定が必要



建築基準法第51条の許可が必要

建築行為等

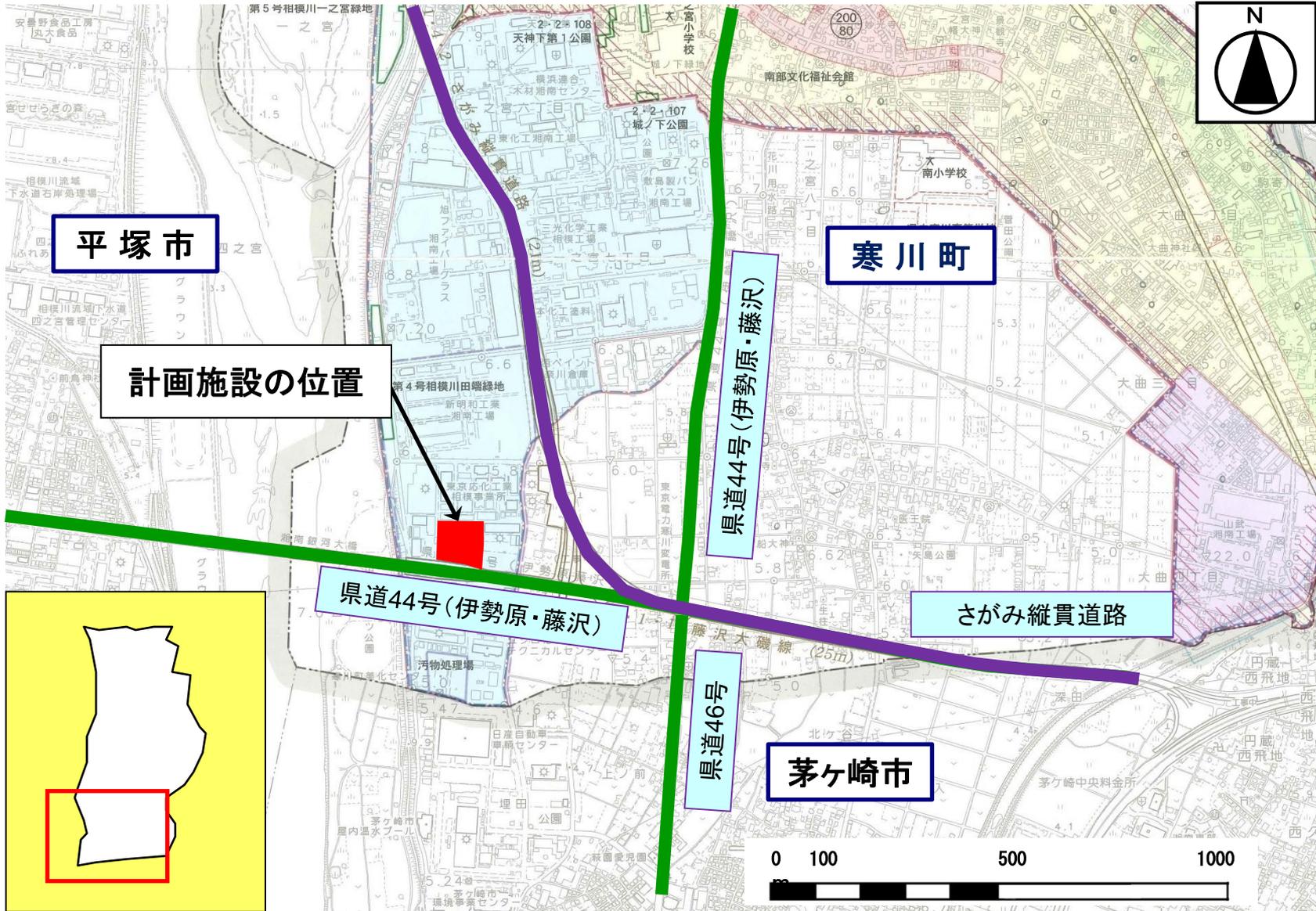
- 敷地内に新たな建物の建築行為なし
- 既存施設の増築行為なし
- 処理設備の変更・増設なし

変更なし

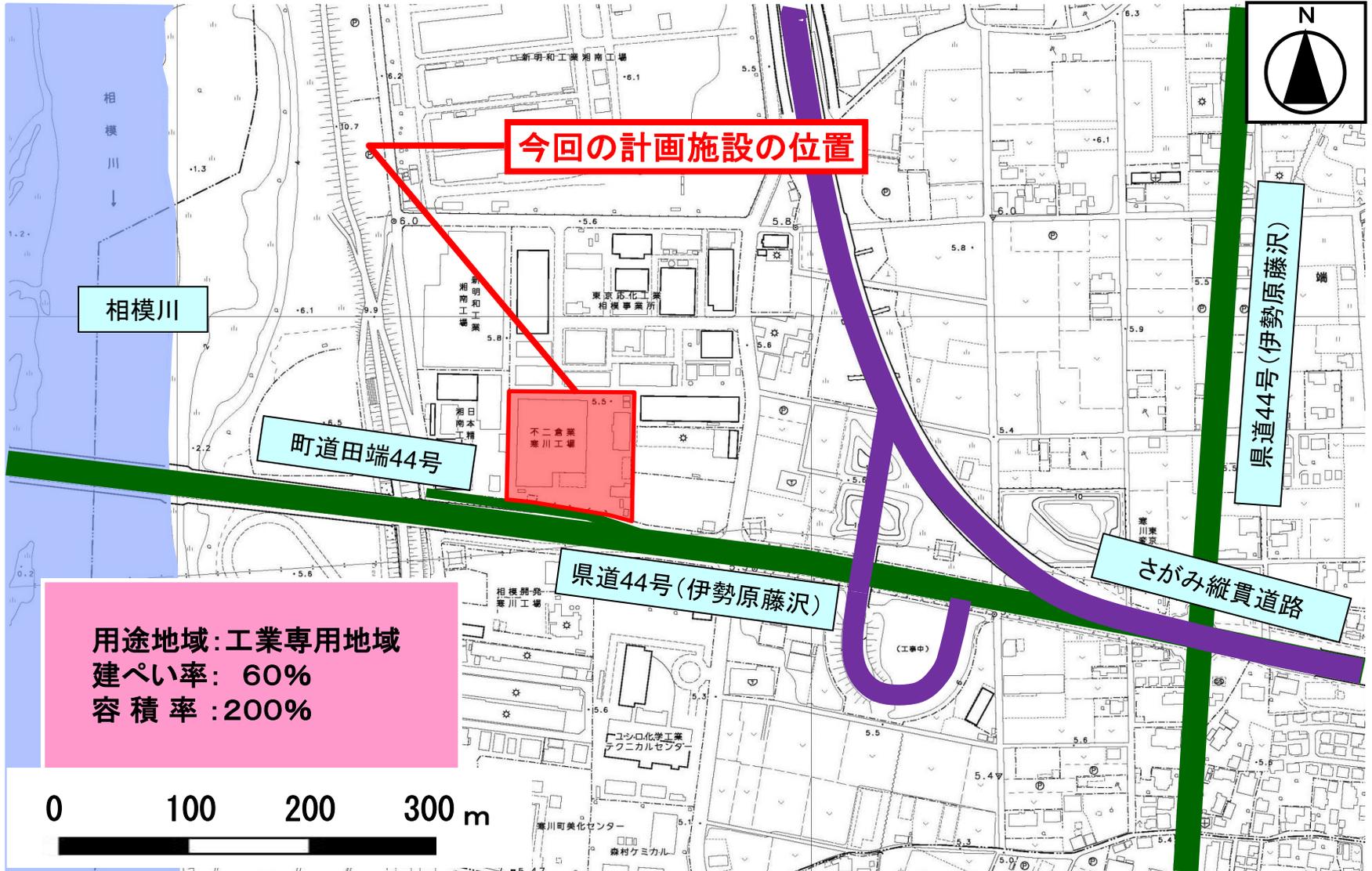
許可申請概要

- 申請者 : エコマックス株式会社
代表取締役 高野 亮
- 地名地番 : 高座郡寒川町田端1590の4
- 用途地域 : 工業専用地域
- 主要用途 : 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設
- 敷地面積 : 9,277.37m²
- 建築面積 : 3,996.47m²
(一般廃棄物処理に係る部分)
- 延べ面積 : 4,213.50m²
(一般廃棄物処理に係る部分)

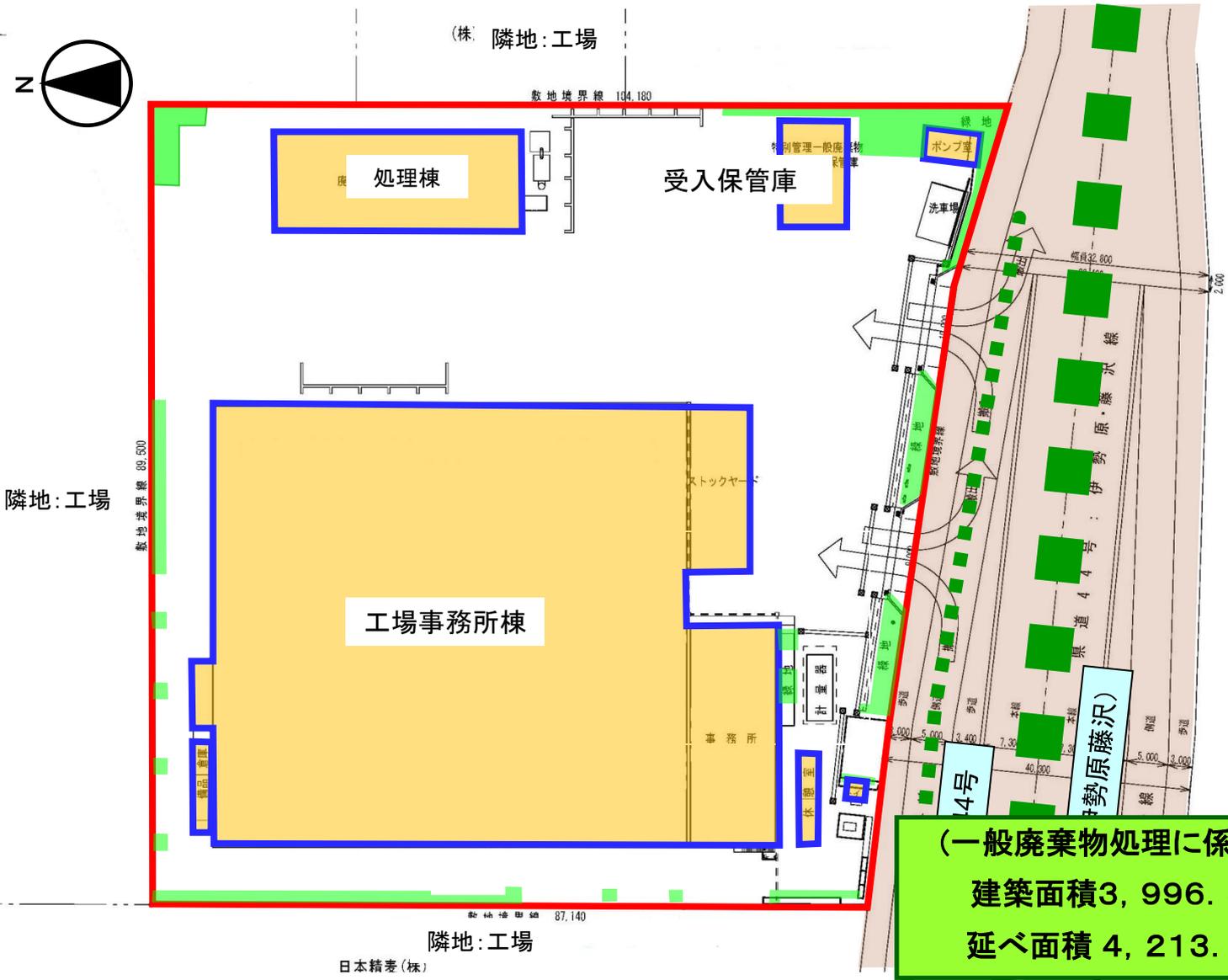
計画施設の位置



計画施設の位置



配置図



(一般廃棄物処理に係る部分)
建築面積 3,996.47 m²
延べ面積 4,213.50 m²

日本精麦(株)

審査項目

- 搬入・搬出ルート
- 交通量影響予測
- 排水計画
- 生活環境影響調査

→ 4項目について審査

搬入・搬出ルート(搬入)



搬入・搬出ルート(搬出)



交通量影響予測

(平成22年度道路交通センサス)

調査地点：県道44号(伊勢原藤沢)

自動車交通量：午前8時から午後5時まで

小型車 (乗用車・小型貨物車)	11,567台
大型車 (バス・普通自動車)	2,733台

合計
14,300台

(現状) 計画施設への搬出入台数

4 t 車	20台／日程度
10 t 車	20台／日程度

(計画) 一般廃棄物追加による予測増加台数

10 t 車	6台／週程度
--------	--------

周辺交通に
影響なし

生活環境影響調査

(神奈川県湘南地域県政総合センター環境部)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可手続き

【生活環境影響調査】

- ・ 調査項目 騒音
- 振動
- 大気質(粉じん)

生活環境影響調査

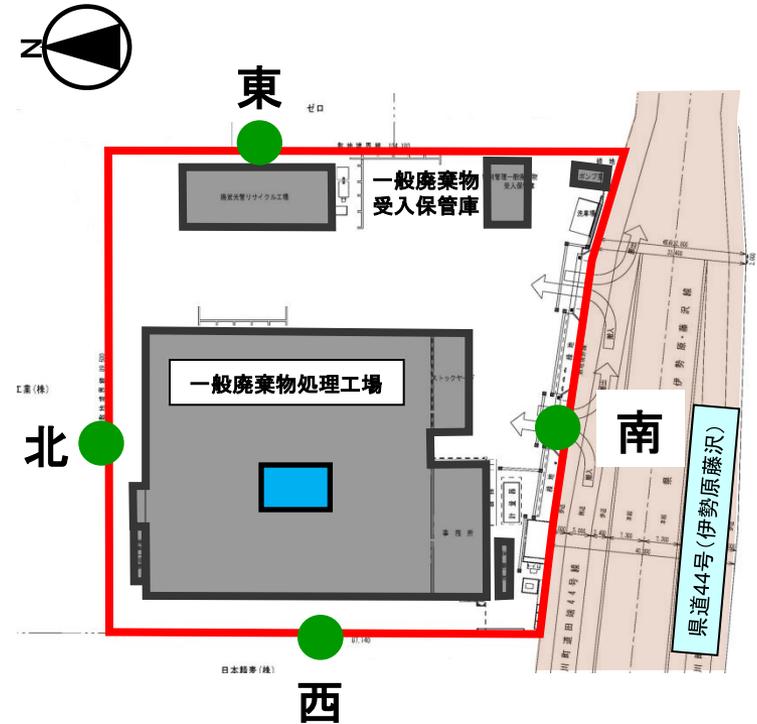
● 調査項目 騒音

● 影響要因 施設の稼動 ■

● 評価方法
「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」
の規制基準との比較

(dB)

地点	基準値	予測値
北	75 8時～18時	<u>56</u>
東		<u>57</u>
南		<u>71</u>
西		<u>62</u>



■ 評価結果

基準値以下となるため支障なしと判断

生活環境影響調査

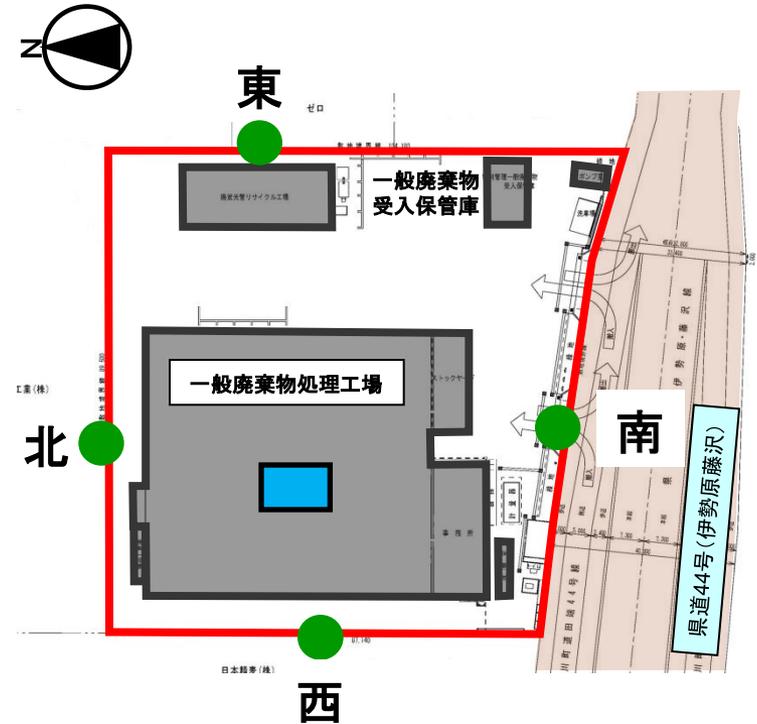
● 調査項目 振動

● 影響要因 施設の稼動

● 評価方法
「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」
の規制基準との比較

(dB)

地点	基準値	実測値
北	70 8時～19時	<u>38</u>
東		<u>51</u>
南		<u>48</u>
西		<u>52</u>



■ 評価結果

基準値以下となるため支障なしと判断

生活環境影響調査

■ 調査項目 大気質(粉じん)

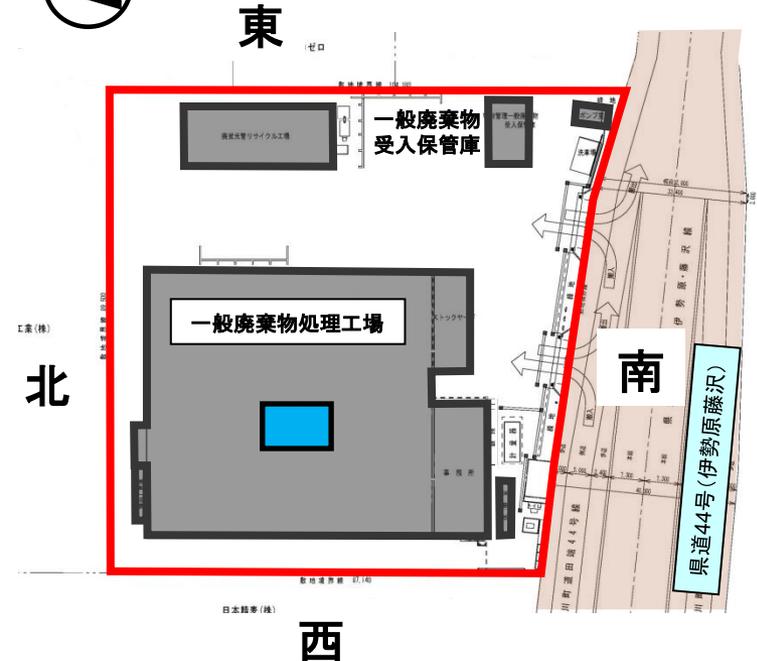
■ 影響要因 施設の稼動 ■

■ 評価方法

県生活環境保全条例に示す、粉じん発生作業の規制基準と比較。作業を建屋内で行うことが前提であること、適宜散水を行うこと等から、基準を満たしている。

なお、「生活環境影響調査指針」に評価基準はないものの、大気中に含まれるすべての粉じんの重量について調査を行ったところ、 $10\mu\text{m}$ 以下の浮遊粒子状物質の環境基準と比較しても基準値以下の結果となっている※。

地点	調査結果
北	<u>0.10</u>
東	<u>0.05</u>
南	<u>0.13</u>
西	<u>0.08</u>



※参考 「浮遊粒子物質($10\mu\text{m}$ 以下の粒子)の環境基準」
 $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ (1h値)

■ 評価結果 (mg/m³)

作業内容について支障なしと判断

寒川町への意見照会結果

平成27年 12月 15日

寒川町長より土地利用上支障ない旨の回答

「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に係る事務手続について

神奈川県廃棄物処理業許可等事務処理要綱による手続

- 平成26年6月10日付け事前調整終了



廃棄物の処理及び清掃に関する法律による手続

- 事業者が県に対し、平成28年4月8日付け「廃棄物処理施設設置許可申請書」を提出済



許可基準に適合



今後は、
廃棄物処理施設設置許可へ

諮問第26号

建築基準法第51条ただし書の規定による
産業廃棄物処理施設の敷地の位置について